海上自衛隊非常勤隊員（障害者雇用）募集案内

防衛省における障害者雇用の一環として、以下のとおり非常勤隊員（障害者）を募集します。

1　募集人数、職務内容等

採用人数	勤務先	職務内容	雇用期間
1名	防衛省海上自衛隊 東京業務隊（市ヶ谷）	庶務業務（例） ○パソコンを使用した簡単なデータ入力、資料作成 ○文書の受領、管理、発送 ○コピー、シュレッダー、ファイリング等の庶務的な業務等 ※具体的な業務は、適性に応じて調整します。 ※電話対応は、必須ではありません。	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日 （原則更新）

2　待　遇

(1)身　分

防衛省非常勤隊員（事務補佐員）として採用されます。

(2)給与等

ア　時間給　1，096円（給与法改正により増減する場合があります。）

イ　通勤手当（月額55，000円以内）、扶養手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、規則に応じて支給されます。

(3)その他

ア　健康保険、厚生年金、雇用保険は、原則として加入していただきます。

イ　任用期間は、原則として更新です。

※公募によらない更新は、2回まで可能です。

3　勤務時間及び休暇

(1)勤務時間等

ア　勤務時間：平日08：30～17：15（休憩時間：12：00～13：00）

ただし、障害の状況によっては、1週間当たりの勤務時間30時間00分～38時間45分の間で調整可能です。

イ　休　日：土・日曜日及び祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(2)休　暇

一定期間、勤務した場合に、年次休暇が付与されます。

その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

4　応募期間

平成31年2月4日（月）　～　2月13日（水）

※　応募書類については、必ず簡易書留（レターパックライト可）による郵送で提出して下さい。

5　応募資格

(1)　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持していること。

(2)　基礎的なエクセル、ワード等のパソコン技能を有していること。

ただし、次のいずれかに該当する者は、この試験を受験できません。

(1)　日本国籍を有しない者

(2)　自衛隊法第38条第1項の規定により、防衛省職員となることが出来ない者

・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることができなくなるまでの者

・法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 応募手続

提出書類	提出数	提出先
海上自衛隊非常勤職員採用申込書(写真貼付) ※海上自衛隊ホームページからダウンロードの上、ご使用をお願いします。 pdf ファイル	1部	〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5－1 海上自衛隊東京業務隊 総務科人事係

※1 写真規格:申込前6か月以内に撮影された無帽、正面向き、上半身の容姿が、鮮明にカラー撮影されたもの。
※2 通勤・業務遂行上、合理的配慮が必要な方は、お申し出下さい。
※3 就労支援機関をご利用の方は、支援機関のパンフレット及び担当者がわかる書類を同封して下さい。
※4 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。
提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には使用しません。

7 職場見学会

応募をご検討いただいている方及び就労支援機関の職員の方を対象に「職場見学会」を開催いたしますので、ご希望される方はお気軽にご連絡下さい。

(1)実施予定日:平成31年2月15日(金) 午前10時から1時間程度
(2)連絡先 :海上自衛隊東京業務隊 総務科人事専門官 池之上(いけのうえ)事務官
電話 03－3268－3111(代表) 内線57521、57529

8 試験項目、試験日時及び試験地

試験項目	試験日時(予定)	試験場所
面接(口述)試験	平成31年2月18日(月) 14:00～16:00	海上自衛隊東京業務隊 防衛省内 E1棟3F小会議室 (東京都新宿区市谷本村町5－1)

※試験時間は、受験者人数により前後します。
※就労支援機関のご担当者の同行が可能です。 同行を希望される方は、応募の際にその旨お申し出下さい。

9 合格発表

平成31年3月8日(金)以降、合否結果を発送の上、通知する予定です。